

大谷口周辺地域での新たな防火規制区域の指定について

大谷口周辺地域は、東京都「防災都市づくり推進計画」の整備地域（地域危険度が高く、老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域）に位置付けられており、整備方針として「新たな防火規制区域」を指定することが原則とされている。

今回、該当地域のうち、未指定の地域に「新たな防火規制区域」を指定する。

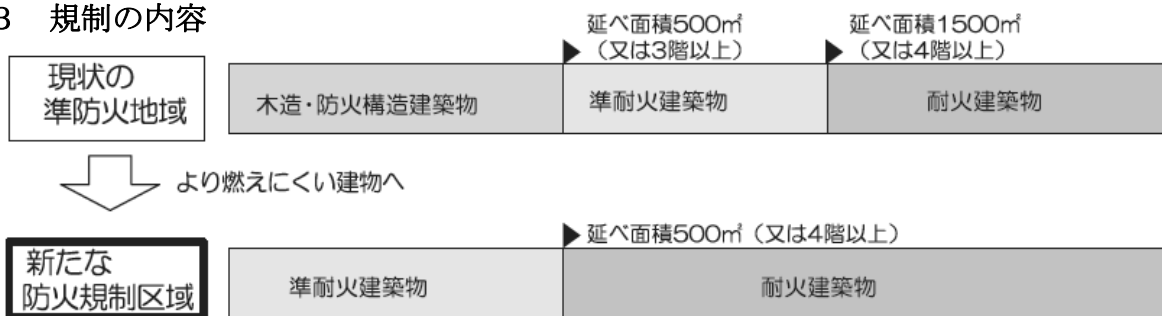
1 目的

大谷口周辺地域では、一部で木密事業等により防災まちづくりとして一定の成果を挙げてきたが、将来に対して木造密集地域の再生産を防止するため、東京都建築安全条例の「新たな防火規制区域」に指定し、建替え時の不燃化を促進し、更なる防災性の向上に資することを目的とする。

2 根拠法令

東京都建築安全条例第7条の3第1項

3 規制の内容



- (1) 原則として、すべての建築物は準耐火建築物以上とする。
※延べ面積が50㎡以内の平屋建の付属建築物で外壁及び軒裏が防火構造のもの等は除く。
- (2) 延べ面積が500㎡を超えるもの、又は、地階を除く階数が4以上のものは、耐火建築物とする。

4 指定区域:約103.2ha(裏面図参照)

東山町(一部)・大谷口北町・小茂根一丁目・小茂根二丁目・向原一丁目(一部)・向原二丁目(一部)・向原三丁目・大谷口二丁目(一部)の各地内の区域

5 これまでの経緯

- 平成28年11月: アンケート調査の実施
- 平成28年11月: 住民説明会「アンケート調査及び新たな防火規制について」
- 平成29年6月: 東京都あて新たな防火規制区域検討案の提出
- 平成29年8月: 東京都から板橋区あて新たな防火規制区域の意見照会

6 今後の予定

- 平成 29 年 11 月：区域指定案の（再）住民説明会（15 日）※昨年 11 月と同様
- 平成 29 年 11 月：パブリックコメント（意見）の募集（20 日～12 月 4 日）
- 平成 30 年 1 月：板橋区都市計画審議会報告（9 日）
- 平成 30 年 1 月：区域指定案に関する区長意見の回答（板橋区→東京都）
- 平成 30 年 3 月：区域指定告示（東京都）
- 平成 30 年 4 月：新たな防火規制区域の施行

【区域指定検討図】

■ 区域 図

区域面積：約 103.2ha
 （内 訳） 防火地域 約 8.9ha
 準防火地域 約 94.3ha

